

大牟田市企業局附属機関傍聴要領

大牟田市企業局附属機関傍聴要領（平成 25 年大牟田市企業局要領）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、大牟田市企業局附属機関の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 会議の傍聴に関する事項については、大牟田市審議会等傍聴要領（平成 20 年大牟田市要領）の例による。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。